

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
キューバ	青年の島における電力供給改善計画のための贈与に関する日本国政府とキューバ共和国政府との間の交換公文	青年の島における電力供給改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,392,000千円 2024.2.29まで	2019.3.26 (同日)	日本側 藤村和広在キューバ大使 キューバ側 アンソニオ・ルイス・カリカルデ・コロナ外国貿易・外国投資省第一次官	2019.4.5 119号
キューバ	キューバ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキューバ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	1,050,000千円 *****	2019.3.26 ハバナで (同日)	日本側 藤村和広在キューバ大使 キューバ側 アンソニオ・ルイス・カリカルデ・コロナ外国貿易・外国投資省第一次官	2019.4.5 120号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。